

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-179220

(P2005-179220A)

(43) 公開日 平成17年7月7日(2005.7.7)

(51) Int.Cl.<sup>7</sup>

A 61 K 7/50

F 1

A 61 K 7/50

テーマコード(参考)

4 C 0 8 3

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号

特願2003-420235 (P2003-420235)

(22) 出願日

平成15年12月18日 (2003.12.18)

(71) 出願人 000113470

ポーラ化成工業株式会社

静岡県静岡市弥生町6番48号

(72) 発明者 工藤 大樹

神奈川県横浜市神奈川区高島台27番地1

ポーラ化成工業株式会社横浜研究所内

F ターム(参考) 4C083 AA111 AA112 AC102 AC122 AC132  
AC421 AC422 AC432 AD152 AD161  
AD162 AD222 CC23 CC24 DD01  
DD02 EE06 EE07

(54) 【発明の名称】エステティックに好適な洗浄料

## (57) 【要約】

【課題】 拭き取りのみによる除去で洗浄料がふき取れ、洗浄料残分による刺激発現を抑制した洗浄料を提供する。

【解決手段】 皮膚用の洗浄剤であって、1) ポリグリセリンの脂肪酸エステルを20~40質量%と、2) ポリエーテル変性ジメチルポリシロキサン0.1~5質量%とを洗浄剤に含有させる。前記ポリグリセリンの脂肪酸エステルとしては、少なくとも2種のものを含有することが好ましく、該ポリグリセリンの脂肪酸エステルを構成するポリグリセリン部分としては、何れもグリセリンのオクタマー乃至はドデカマーであることが好ましく、前記ポリグリセリンの脂肪酸エステルが、何れも水酸基を8~13個有するものであることが好ましい。

【選択図】 なし

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

皮膚用の洗浄剤であって、1) ポリグリセリンの脂肪酸エステルを20~40質量%と、2) ポリエーテル変性ジメチルポリシロキサン0.1~5質量%とを含有することを特徴とする、洗浄剤。

**【請求項 2】**

ポリグリセリンの脂肪酸エステルとして、少なくとも2種のものを含有することを特徴とする、請求項1に記載の洗浄剤。

**【請求項 3】**

ポリグリセリンの脂肪酸エステルを構成するポリグリセリン部分が、何れもグリセリンのオクタマー乃至はドデカマーであることを特徴とする、請求項1又は2に記載の洗浄料。 10

**【請求項 4】**

ポリグリセリンの脂肪酸エステルが、何れも水酸基を8~13個有するものであることを特徴とする、請求項1~3何れか1項に記載の洗浄料。

**【請求項 5】**

更に、マルメロ種子抽出物を1~20質量%とを含有することを特徴とする、請求項1~4何れか1項に記載の洗浄料。

**【請求項 6】**

マルメロ種子抽出物が、マルメロの種子を水で抽出したものであることを特徴とする、請求項5に記載の洗浄料。 20

**【請求項 7】**

1気圧25において、透明乃至は白濁の溶状を呈し使用時に泡立てて使用する形態のものであることを特徴とする、請求項1~6何れか1項に記載の洗浄料。

**【請求項 8】**

泡立てが、化粧小道具によって為されることを特徴とする、請求項1~7何れか1項に記載の洗浄料。

**【請求項 9】**

エステティックの洗顔用であることを特徴とする、請求項1~8何れか1項に記載の洗浄料。

**【請求項 10】**

洗浄料の除去が拭き取り料の拭き取りのみによるものであることを特徴とする、請求項1~9何れか1項に記載の洗浄料。 30

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、化粧料に関し、更に詳細には、エステティック用の洗浄料として好適な化粧料に関する。

**【背景技術】****【0002】**

エステティック行為は、スキンケア、マッサージなどの施術行為を熟練者に行ってもらう業態であり、最も大きなメリットは、施術により心地よさを実感し、該実感により、使用した化粧料の効果が著しく高まることであると言われている。更には、この心地よさにより、リラクゼーションなど精神の安定化への作用、免疫作用などの生体防御力などの向上作用などもあるという報告もある。この為、エステティックで使用される化粧料には、施術の心地よさを高める、或いは、心地よさを阻害する要因を排除する努力が為されている。一般的な化粧料と化粧動作の内で、この様な心地よさの最も大きな阻害要因となるのは、洗顔に代表される洗浄動作であると言われている。これは、体温とは異なる、水や温水などの洗浄溶媒を用いるため、かかる温度差の刺激により、生体が反応し、鎮静していた神経系が覚醒してしまうためであると言われている。この為、洗浄溶媒を使用せず、拭き取りのみで、温度差の刺激を極力減らす努力が為されたが、石鹼などのアニオン系界面 40

活性剤を洗浄主剤と用いた場合には、拭き取りきれなかった洗浄料による刺激発現が観察されることがあり好ましくなかった。非イオン界面活性剤のみでは、通常は泡立たないので洗浄による心地よさそのものが具現化でいない欠点が存した。現在までのところ、最も好ましい洗浄剤は、非イオン界面活性剤の泡立ちのエアゾール剤形で補った洗浄剤であると言われている。（例えば、特許文献1を参照）しかしながら、この様な剤形であっても、その程度は極めて低いものの、心地よさを阻害する要因であることは否定出来ない。即ち、本来のエステティックの目的に合致した、心地よさを高める洗浄（洗顔）技術を開発することが望まれていた。

#### 【0003】

一方、洗浄行為に於いて、例えば、エステティックにおいてブラシ洗浄におけるブラシでの擦過が、心地よさを具現化するため、エステティックではブラシ洗浄が通常のコースに取り入れられているように、小道具による刺激が、心地よさを具現化するのに遊離であることは既に知られている。しかしながら、刷毛などの小道具を用いて、洗浄料を塗布する行為は行われていない。これは、刷毛で塗布するのに適した化粧料が存在していなかったためと推察される。

#### 【0004】

更に、ポリグリセリンの脂肪酸エステルは、洗浄料の補助界面活性剤として使用されたり（例えば、特許文献2、特許文献3、特許文献4、特許文献5）、エアゾールの洗浄料の主洗浄剤として使用したり（例えば、特許文献1）、マーク落としなどの溶媒効果を利用した洗浄料として使用されたりしているが、（例えば、特許文献6、特許文献7、特許文献8を参照）刷毛などの小道具で泡立てて、塗布して使用するような洗浄料に使用することは全く知られていないし、皮膚用の洗浄剤であって、1) ポリグリセリンの脂肪酸エステルを20～40質量%と、ポリエーテル変性ジメチルポリシロキサン0.1～5質量%とを含有するものも全く知られていない。更にこの様な形態の洗浄料が、エステティックの洗浄料として好適なことも全く知られていない。

#### 【0005】

【特許文献1】特開2002-241745号公報

【特許文献2】特開2002-69486号公報

【特許文献3】特開平08-291024号公報

【特許文献4】特開2002-226359号公報

【特許文献5】特開2003-55690号公報

【特許文献6】特開2003-73255号公報

【特許文献7】特開2003-155225号公報

【特許文献8】特開2003-176494号公報

#### 【発明の開示】

#### 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0006】

本発明は、この様な状況下為されたものであり、拭き取りのみによる除去で洗浄料がふき取れ、洗浄料残分による刺激発現を抑制した洗浄料を提供することを課題とする。

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0007】

本発明者らは、この様な状況に鑑みて、拭き取りのみによる除去で洗浄料がふき取れ、洗浄料残分による刺激発現を抑制した洗浄料を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、皮膚用の洗浄剤であって、1) ポリグリセリンの脂肪酸エステルを20～40質量%と、2) ポリエーテル変性ジメチルポリシロキサン0.1～5質量%とを含有するものが、その様な特性を有していることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は、以下に示す技術に関するものである。

(1) 皮膚用の洗浄剤であって、1) ポリグリセリンの脂肪酸エステルを20～40質量%と、2) ポリエーテル変性ジメチルポリシロキサン0.1～5質量%とを含有することを特徴とする、洗浄剤。

10

20

30

40

50

(2) ポリグリセリンの脂肪酸エステルとして、少なくとも2種のものを含有することを特徴とする、(1)に記載の洗浄剤。

(3) ポリグリセリンの脂肪酸エステルを構成するポリグリセリン部分が、何れもグリセリンのオクタマー乃至はドデカマーであることを特徴とする、(1)又は(2)に記載の洗浄料。

(4) ポリグリセリンの脂肪酸エステルが、何れも水酸基を8~13個有するものであることを特徴とする、(1)~(3)何れか1項に記載の洗浄料。

(5) 更に、マルメロ種子抽出物を1~20質量%とを含有することを特徴とする、(1)~(4)何れか1項に記載の洗浄料。

(6) マルメロ種子抽出物が、マルメロの種子を水で抽出したものであることを特徴とする、(5)に記載の洗浄料。 10

(7) 1気圧25において、透明乃至は白濁の溶状を呈し使用時に泡立てて使用する形態のものであることを特徴とする、(1)~(6)何れか1項に記載の洗浄料。

(8) 泡立てが、化粧小道具によって為されることを特徴とする、(1)~(7)何れか1項に記載の洗浄料。

(9) エステティックの洗顔用であることを特徴とする、(1)~(8)何れか1項に記載の洗浄料。

(10) 洗浄料の除去が拭き取り料の拭き取りのみによるものであることを特徴とする、(1)~(9)何れか1項に記載の洗浄料。 20

#### 【発明の効果】

#### 【0008】

本発明によれば、拭き取りのみによる除去で洗浄料がふき取れ、洗浄料残分による刺激発現を抑制した洗浄料を提供することができる。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0009】

(1) 本発明の洗浄料の必須成分であるポリグリセリンの脂肪酸エステル

本発明の洗浄料は、ポリグリセリンの脂肪酸エステルを必須成分として含有する。かかるポリグリセリンの脂肪酸エステルとしては、親水性の界面活性剤としての特性を有するものが好ましく、具体的には、グリセリンの平均重合度が8~12(オクタマー乃至はドデカマー)であって、フリーの水酸基が少なくとも6つ以上、好ましくは8~13存在する形態が好ましい。デカグリセリン骨格が特に好ましい。又、脂肪酸残基としては、ラウリン酸残基、ミリスチン酸残基、パルミチン酸残基、ステアリン酸残基、ベヘン酸残基、オレイン酸残基、イソステアリン酸残基等が好適に例示でき、ラウリン酸残基乃至はミリスチン酸残基が特に好ましい。これは、ラウリン酸残基乃至はミリスチン酸残基である時に、泡立ち効果、汚れの除去効果が顕著である為である。ポリグリセリンの脂肪酸エステルの具体的な好ましい例としては、ペンタグリセリンモノラウレート、ペンタグリセリンモノミリストート、ペンタグリセリンモノパルミテート、ペンタグリセリンモノステアレート、ペンタグリセリンモノイソステアレート、ペンタグリセリンモノオレート、ヘキサグリセリンモノラウレート、ヘキサグリセリンモノミリストート、ヘキサグリセリンモノパルミテート、ヘキサグリセリンモノステアレート、ヘキサグリセリンモノイソステアレート、ヘキサグリセリンモノオレート、オクタグリセリンモノラウレート、オクタグリセリンモノミリストート、オクタグリセリンモノパルミテート、オクタグリセリンモノイソステアレート、オクタグリセリンモノオレート、デカグリセリンモノラウレート、デカグリセリンモノミリストート、デカグリセリンモノパルミテート、デカグリセリンモノステアレート、デカグリセリンモノイソステアレート、デカグリセリンモノオレート、デカグリセリンジラウレート、デカグリセリンジミリストート、デカグリセリンジパルミテート、デカグリセリンジステアレート、デカグリセリンジイソステアレート、デカグリセリンジオレート、ドデカグリセリンモノラウレート、ドデカグリセリンモノミリストート、ドデカグリセリンモノパルミテート、ドデカグリセリンモノステアレート、デカグリセリンモノイソステアレート、デカグリセリンモノオレート 40

50

ト、ドデカグリセリンジラウレート、ドデカグリセリンジミリスチート、ドデカグリセリンジパルミテート、ドデカグリセリンジステアレート、ドデカグリセリンジイソステアレート、ドデカグリセリンジオレート等が例示出来、特に好ましいものとしては、デカグリセリンモノラウレート乃至はデカグリセリンモノミリスチートが例示できる。本発明の洗浄用の化粧料組成物に於いては、この様なポリグリセリンの脂肪酸エステルは唯一種を含有することも出来るし、二種以上を組み合わせて含有することも出来る。好ましい形態は、少なくとも2種を含有する形態であり、この2種ともが上記好ましい条件を充足している場合である。かかるポリグリセリンの脂肪酸エステルの、本発明の化粧料組成物に於ける、好適な含有量は、総量で20～40質量%であり、更に好ましくは20～30質量%である。これは多すぎると、洗浄後にベタツキ、ぬるつきなどの感触的に好ましくない現象が現れる場合があり、少なすぎると洗浄力、気泡力を損なう場合があるからである。本発明の洗浄料において、かかるポリグリセリンの脂肪酸エステルは主たる洗浄剤として、且つ、気泡剤として働く。

### 【0010】

(2) 本発明の洗浄料の必須成分であるポリエーテル変性ジメチルポリシロキサン

本発明の洗浄料はポリエーテル変性ジメチルポリシロキサンを必須成分として含有する、本発明の洗浄料に用いるポリエーテル変性ジメチルポリシロキサンとしては、適度な水溶性と適度な使用性を有するものが好ましく、具体的にはH.L.B.（親水性・親油性バランス）が10～15のものが特に好ましい。この様な性質を有する市販のポリエーテル変性ジメチルポリシロキサンとしては、例えば、日本ユニカー株式会社製の「スーパー・シルウェットSS2801（HLB13）、SS2802（HLB13）、SS2804（HLB15）等が存する。本発明の洗浄料においては、かかる成分は本発明の洗浄料が形成した泡と、汚れの複合体を拭き取り料で拭き取った場合において、皮膚にこれらの複合体が残存するのを防ぐ作用を有する。本発明の洗浄料において、かかるポリエーテル変性ジメチルポリシロキサンは唯一種を含有することも出来るし、二種以上を組み合わせて含有することも出来る。本発明の洗浄料に於ける、かかるポリエーテル変性ジメチルポリシロキサンの好ましい含有量は、洗浄料全量に対して、総量で0.1～5質量%であり、より好ましくは0.2～3質量%である。これは、少なすぎると前記拭き取り性向上効果を発揮できない場合が存し、多すぎると泡立て性を阻害し、洗浄性、拭き取り性を損なう場合が存するためである。

### 【0011】

(3) 本発明の洗浄料

本発明の洗浄料は、前記必須成分である、1) ポリグリセリンの脂肪酸エステルを20～40質量%と、2) ポリエーテル変性ジメチルポリシロキサン0.1～5質量%とを含有することを特徴とする。本発明の洗浄料では、かかる必須成分以外に、通常洗浄料或いは化粧料で使用される任意の成分を含有することが出来る。この様な任意成分としては、例えば、マカデミアナッツ油、アボガド油、トウモロコシ油、オリーブ油、ナタネ油、ゴマ油、ヒマシ油、サフラワー油、綿実油、ホホバ油、ヤシ油、パーム油、液状ラノリン、硬化ヤシ油、硬化油、モクロウ、硬化ヒマシ油、ミツロウ、キャンデリラロウ、カルナバロウ、イボタロウ、ラノリン、還元ラノリン、硬質ラノリン、ホホバロウ等のオイル、ワックス類、流動パラフィン、スクワラン、プリスタン、オゾケライト、パラフィン、セレン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、オレイン酸、イソステアリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸、ベヘン酸、ウンデシレン酸等の高級脂肪酸類、セチルアルコール、ステアリルアルコール、イソステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、オクチルドデカノール、ミリスチルアルコール、セトステアリルアルコール等の高級アルコール等、イソオクタン酸セチル、ミリスチン酸イソプロピル、イソステアリン酸ヘキシルデシル、アジピン酸ジイソプロピル、セバチン酸ジ-2-エチルヘキシル、乳酸セチル、リンゴ酸ジイソステアリル、ジ-2-エチルヘキサン酸エチレングリコール、ジカプリン酸ネオペンチルグリコール、ジ-2-ヘプチルウンデカン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキ

10

20

30

40

50



剤、ベンゾフェノン系紫外線吸収剤、糖系紫外線吸収剤、2-(2'-ヒドロキシ-5'-t-オクチルフェニル)ベンゾトリアゾール、4-メトキシ-4'-t-ブチルジベンゾイルメタン等の紫外線吸収剤類、エタノール、イソプロパノール等の低級アルコール類、ビタミンA又はその誘導体、ビタミンB<sub>6</sub>塩酸塩、ビタミンB<sub>6</sub>トリパルミテート、ビタミンB<sub>6</sub>ジオクタノエート、ビタミンB<sub>2</sub>又はその誘導体、ビタミンB<sub>12</sub>、ビタミンB<sub>15</sub>又はその誘導体等のビタミンB類、-トコフェロール、-トコフェロール、-トコフェロール、ビタミンEアセテート等のビタミンE類、ビタミンD類、ビタミンH、パントテン酸、パンテチン、ピロロキノリンキノン等のビタミン類などが好ましく例示できる。これらの内、好ましいものは、起泡性を損なわずに拭き取り除去性を高める、ソルビトール及び/又はマルチトール、並びに、泡質を改善出来るクインスシードガムである。ソルビトール及び/又はマルチトールの好ましい含有量は、総計で1~10質量%、より好ましくは3~7質量%であり、クインスシードガムは、マルメロからの極性溶媒の抽出物の形態で、より好ましくは水抽出物の形態で1~20質量%、より好ましくは5~15質量%である。本発明の洗浄料は、これら必須成分と任意の成分とを、常法に従って処理することにより、製造することが出来る。かくして得られた本発明の洗浄料は、1気圧25において、透明乃至は白濁の溶状を呈し、これを刷毛などの小道具で、攪拌することにより、容易にコシのある、洗顔に好適な泡沫を生成する性質を有する。泡立てに際して、ポンプフォーマーや液化ガスとともにエアゾールで泡立てることも出来、この様な形態での使用も本発明の技術範囲に属するが、特に好ましいのは前記の刷毛による泡立てである。これは、そのまま刷毛で塗布することにより、塗布の擦過感が心地よさを呈するためである。本発明の洗浄料としては、かかる性質を利用して、エステティックの洗顔時に、刷毛などの小道具で泡立てたものを、小道具を使って塗布し、ブラシなどの洗浄用の小道具を用いて、擦過して、毛穴などの汚れまで落とすのに使用するのに好適である。又、流水などの洗浄によらずとも、拭き取り化粧料や蒸しタオル等での拭き取りで、洗浄料と汚れとのコンプレックスを容易に除去出来るので、この様な使用形態で使用することが好ましい。この様な使用形態で使用することにより、エステティックのリラクゼーションの効果を阻害しないばかりか、塗布作業、洗浄のための擦過作業においても、リラクゼーションを高める効果を有する様になる。又、この様な拭き取りのみの除去では、拭いきれない洗浄料が極僅か存するので、かかる残存洗浄料に起因する刺激発現を抑制するために、アニオン性界面活性剤は実質的に含有しないことが好ましい。

10

20

30

40

50

## 【実施例】

## 【0012】

以下に、実施例を挙げて本発明について更に詳細に説明を加えるが、本発明がかかる実施例にのみ限定されることは言うまでもない。

## 【0013】

## &lt;実施例1&gt;

以下に示す处方に従って、本発明の洗浄料を作成した。即ち、处方成分を80に加熱し、攪拌可溶化し、攪拌冷却して本発明の洗浄料を得た。

デカグリセリンモノラウレート	20	質量部
デカグリセリンジミリストート	5	質量部
ショ糖モノラウリン酸エステル	5	質量部
ジメチコン	0.5	質量部
ソルビトール	5	質量部
「スーパーシルウェットSS2801」	0.5	質量部
マルメロの水抽出物	10	質量部
水	54	質量部

## 【0014】

## &lt;試験例1&gt;

実施例1の洗浄料について、泡立て試験を行った。即ち、本発明の洗浄料10mLを取り、これを刷毛で5分間攪拌して泡立てて、しかる後に立った泡の容積をメスシリンダー

で計測した。同時にデカグリセリンモノラウレートをラウリン酸ナトリウムに置換した比較例1(従来のタイプの洗浄料)、デカグリセリンモノラウレートとデカグリセリンジミリステートをポリオキシエチレン(20)ベヘニルエーテルに置換した比較例2、「スーパーシルウェットSS2801」をポリオキシエチレン(10)セチルエーテル(HLB13)に置換した比較例3も同様に操作し泡の容積を計測した。結果を表1に示す。これより、本発明の洗浄料は、従来品と同等に泡立ちがよいことが判る。

## 【0015】

## 【表1】

表1: 泡立て試験の結果

サンプル	泡の容積 (cm <sup>3</sup> )
実施例1	423
比較例1	441
比較例2	328
比較例3	355

10

## 【0016】

## &lt;試験例2&gt;

前記実施例1、比較例1、比較例2、比較例3の泡を0.02g下腕内側部に設けた2cm×4cmの部位に一様に塗布し、5回軽く擦過した後、下記に示す拭き取り化粧水10mlを含浸させたカット綿で2回拭き取った。しかる後に部位をTHFを含浸させたカット綿で拭き取り、該カット綿をTHFで抽出し、30mlにメスアップした。この試験液を10μl珪藻土ロッドにチャージし、50%硫酸を噴霧して200で5分焼いた後、イアトロスキャンにて炭素分を計測した。結果を表2に示す。これより、本発明の洗浄料は拭き取り後、皮膚への残存量が極めて少ないことが判る。これは、本発明の化粧料の必須の構成である、ポリグリセリンの脂肪酸エステルとポリエーテル変性シリコーンの組合せ効果によるものであることが判る。

20

## 【0017】

## (拭き取り化粧水)

1,3-ブタンジオール	5	質量部
エタノール	7	質量部
ポリオキシエチレン(60)硬化ヒマシ油	0.1	質量部
水	87.9	質量部

30

## 【0018】

## 【表2】

表2: 拭き取り試験の結果

サンプル	炭素量(%)
実施例1	1.6
比較例1	24.1
比較例2	13.7
比較例3	17.2

## 【0019】

## &lt;実施例2&gt;

ポリグリセリンの脂肪酸エステルをデカグリセリンモノラウレートのみに変えて、同様に操作して本発明の洗浄料を得た。このものの試験例1による泡容積は397cm<sup>3</sup>であり、試験例2の残存量は2.8%であった。ポリグリセリンの脂肪酸エステルは、デカグリセリンモノラウレートとデカグリセリンジミリステートを組み合わせて使用する形態が好ましいことが判る。

40

デカグリセリンモノラウレート	2.5	質量部
ショ糖モノラウリン酸エステル	5	質量部
ジメチコン	0.5	質量部
ソルビトール	5	質量部
「スーパーシルウェットSS2801」	0.5	質量部
マルメロの水抽出物	1.0	質量部
水	5.4	質量部

50

## 【0020】

## &lt; 実施例 3 &gt;

「スープーシルウェット SS 2801」を SS 2802 に置換して同様に検討を行った。泡の容積は  $426 \text{ cm}^3$  であり、炭素の残存量は 1.9 % であった。これより、このものも本発明では使用可能であることが判った。

デカグリセリンモノラウレート	2 0	質量部	
デカグリセリンジミリスチート	5	質量部	
ショ糖モノラウリン酸エステル	5	質量部	
ジメチコン	0 . 5	質量部	
ソルビトール	5	質量部	
「スープーシルウェット SS 2802」	0 . 5	質量部	10
マルメロの水抽出物	1 0	質量部	
水	5 4	質量部	

## 【 0 0 2 1 】

## &lt; 実施例 4 &gt;

「スープーシルウェット SS 2801」を SS 2803 に置換して同様に検討を行った。泡の容積は  $431 \text{ cm}^3$  であり、炭素の残存量は 2.1 % であった。これより、このものも本発明では使用可能であることが判った。

デカグリセリンモノラウレート	2 0	質量部	
デカグリセリンジミリスチート	5	質量部	
ショ糖モノラウリン酸エステル	5	質量部	20
ジメチコン	0 . 5	質量部	
ソルビトール	5	質量部	
「スープーシルウェット SS 2802」	0 . 5	質量部	
マルメロの水抽出物	1 0	質量部	
水	5 4	質量部	

## 【 0 0 2 2 】

## &lt; 実施例 5 &gt;

実施例 1 の洗浄料をポンプフォーマーに充填し、泡として吐出させたところ、良好な泡を吐出した。本発明の洗浄料はこの様な形態での使用も可能であることが判る。

## 【 産業上の利用可能性 】

## 【 0 0 2 3 】

本発明は、エステティック用の洗浄料に応用できる。